

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬を支給する。但し、小諸市職員である者には支給しない。

- (1) 会長については、報酬として年額720,000円支給する。
- (2) 会長以外の役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、  
日額6,100円または4時間未満の場合は3,050円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会等に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。